

○池田町障害者控除対象者認定に関する要綱

平成20年1月25日告示第2号

改正

令和4年3月17日告示第37号

池田町障害者控除対象者認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の11第6号の規定による障害者又は特別障害者の認定（以下「障害者控除対象者認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 障害者控除対象者認定を受けることができる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する介護保険要介護認定を受けた要介護認定者、又は障害の程度が次のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 精神上の障害を有し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない65歳以上の者
- (2) 知的障害を有し、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第4第8号の規定による療育手帳の交付を受けていない65歳以上の者
- (3) 身体上の障害を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の者
- (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者

(認定の申請)

第3条 障害者控除対象者認定を受けようとする対象者又はその家族等（以下「申請者」という。）は、池田町障害者控除対象者認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(認定等)

第4条 町長は、申請書の提出があったときは、別表に定める障害者控除対象者認定基準により審査し、同表認定区分の欄に掲げる障害者又は特別障害者に該当すると認めるときは、池田町障害者控除対象者認定書（様式第2号）を申請者に交付するものとし、該当しないと認めるときは、池田町障害者控除対象者認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する認定は、障害者控除を受ける所得の生じた年の12月31日（対象者が、その年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）における状況により判断するものとする。

（台帳の整備）

第5条 町長は、障害者控除対象者認定書交付台帳（様式第4号）を備え、整理しておくものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年分の所得税の申告及び平成20年度分町民税県民税の申告に係る障害者控除対象者の認定から適用する。

附 則（令和4年3月17日告示第37号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

障害者控除対象者認定基準

| 項目 | 障害者控除対象者認定区分 | | 障害者控除対象者認定基準 | |
|------------|--------------|--|--------------|------------------------------|
| | 認定区分 | 障害者控除範囲 | 障害者等の区分 | 要介護状態区分等 |
| 障害者控除認定対象者 | | 所得税法施行令第10条第1項第7号の規定による同項第1号又は同項第3号に掲げる者に準ずる者及び地方税法施行令第7条第7号の規定による第1号又は第3号に掲げる者に準ずる者 | 要介護認定者 | 要介護状態区分における認定が「要介護度1又は2」の者 |
| | | | 認知症高齢者 | 認知症高齢の日常生活自立度（※1）がⅡa又はⅡbの者 |
| | | | 障害高齢者 | 障害高齢者の日常生活自立度（※2）がランクAの者 |
| | | 所得税法施行令第10条第2項第6号の規定による同項第1号又は同項第3号に掲げる者に準ずる者及び地方税法施行令第7条の15の11 | 要介護認定者 | 要介護状態区分における認定が「要介護度3、4又は5」の者 |
| | | | 認知症高齢者 | 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はM |

| | | | |
|-------|--|---------|---|
| 特別障害者 | 第6号の規定による第1号 又は第3号に掲げる者に準 ずる者 | 障害高齢者 | の者 障害高齢者の日常生活自立 度がランクB又はランクC のいずれかに該当する者 |
| | 所得税法施行令第10条第1 項第6号の規定に準ずる者 及び地方税法施行令第7条 第6号の規定に準ずる者 | 寝たきり高齢者 | 常に就床を要し、複雑な介護 を要する者において、障害者 の日常生活自立度がランク Cの者 |

※1 認知症である老人の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人福祉局長通知）に基づく対象者の認知症の程度をいう。

※2 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健局長通知）に基づく対象者の寝たきり度をいう。

様式第1号（第3条関係）

池田町障害者控除対象者認定申請書

年　月　日

池田町長様

（申請者）

住 所

氏 名

申請者との関係

所得税法施行令第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第7条の15の11第6号に規定する認定を受けたいので、池田町障害者控除対象者認定に関する要綱第3条の規定により申請します。

| | | | |
|------|-----------------|----------|-------|
| 対象者 | 住 所 | 池田町大字 番地 | |
| | 氏 名 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 申請理由 | 所得税確定申告等に使用するため | | |

※ 障害者控除対象者認定にあたり必要に応じ、私の介護保険情報及び認定に必要な個人情報を調査することに同意します。

（対象者氏名）

池田町障害者控除対象者認定書

第 号

年 月 日

様

池田町長

印

下記の者を所得税法施行令第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第7条の15の11第6号に規定する障害者・特別障害者として認定します。

記

| | | | | |
|----------------------|---------------|--------------|-------------------------------------|-------|
| 対象者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 障害認定の区分 | 障害者 | | 特別障害者 | |
| 障害等の理由 | 該 当 区 分 | 障 害 者 | 特別障害者 | |
| | 要介護常態区分 | 1・2に該当 | 3・4・5に該当 | |
| | 認知症高齢の日常生活自立度 | II a・II bに該当 | III a・III b・IV・Mに該当 | |
| | 障害高齢者の日常生活自立度 | ランク Aに該当 | ランク B・Cに該当 | |
| | 寝たきり高齢者 | — | 常に就床を要し、複雑な介護を要する者で日常生活自立度がランク Cに該当 | |
| 備考 状態開始年月： 年 月頃から | | | | |

* 認定者の障害状態等に変更・消滅が生じた場合は、速やかに町長に報告してください。

様式第3号（第4条関係）

池田町障害者控除対象者認定申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

池田町長

印

年 月 日付で申請のありました障害者控除対象者認定につきましては、
次の理由により申請を却下したので通知します。

記

| | | |
|------|-----|--|
| 対象者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| (理由) | | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てを請求することができます。

様式第4号（第5条関係）

障害者控除対象者認定書交付台帳